申入書

2021年6月8日

株式会社3 PAC 御中 代表取締役 齋藤 裕貴 殿

$\mp 700-0026$

岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階 適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま 理事長 河田 英正

 $TEL: 086\text{-}230\text{-}1316 \quad FAX: 086\text{-}230\text{-}6880$

HP: http://okayama-con.net/

1 はじめに

当法人は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止の申し入れや、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、2007年6月6日に設立されたNPO法人です。2015年12月8日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました(組織概要については当法人のホームページをご参照ください)。

この度、貴社が運営するウェブサイトにおいて取り扱っている商品(Vieasel、以下「本件商品」といいます。)に際し、景品表示法(以下、単に「法」といいます。)に違反するのではないかと考えられる表示等が行われているため、以下のとおりご質問及び申し入れをさせていただいた次第です。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、本書到達後1ヶ月以内に、貴社のご見解について文書にてご回答いただければ幸いです。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを予め申し添えます。

2 対象となる貴社の表示について

(1) 貴社運営のウェブサイトの表示について 貴社が運営されているウェブサイト¹には、以下の表示がなされています。

¹ https://3pac.jp/lp?u=index_tokutoku_2bf3&cid=cgpv7imdt3j6&p=pgo5hmz7v6bm&p=pgo5hmz7v6bm&gclid=EAIaIQobChMIrqW6o9Cb8AIVo5zCCh0bLQwMEAEYASAAEg JKVfD BwE (2021/05/28確認)

ア 初回限定キャンペーン88%OFF実施中!

イ ウェブサイト下部に独立したバナー表記として

「Vieasel を今すぐお得に始める! 初回限定約88%OFF」との表記がされている。

ウ 初めてご注文される方限定

トクトクモニターコース

Vieasel 内容量:300 mg×14 粒入り(約1ヶ月分)

単品価格:6,458円(税込)

との表記の下に、

「送料無料540円(税込)」

との表記が上記の単品価格よりも大きい文字で記載されており、さらにその下に、「さらに!クレジットカード払いなら!送料無料108円(税込)」

と540円との表記よりもさらに大きい文字で記載されている。

エ そのほか、特典として

初回540円(税込) 今なら初回特別価格 クレジットカード払いなら! 初回108円(税込)

などとの記載がある。

(2) 表示に対する消費者の認識及び誤認の状況

上記(1)で示した表示を一般の消費者が閲覧した場合、初回に限り、5 4 0 円で本件商品を 1 袋購入することが可能であるとの認識を抱く可能性が高いと考えます。

もっとも、貴社のホームページを拝見すると、「トクトクモニターコース」について 以下とおり記載されています。

- 「・2回目までのお受け取りがお申込みの条件となります。
 - ・初回 540 円(税込)発送後、2回目以降は1袋あたり 2,678 円(税込)の送料無料でお届け致します。
 - ・初回発送日から6日後に2回目として4カ月分の計16袋を一括発送いたします。
 - ・2回目のお受け取りで合計 43,394円(税抜)となります。
 - ・3回目の発送から4カ月毎に自動で4カ月分を発送いたします。」

上記のとおり、「トクトクモニターコース」は最低2回目までの発送が必須となる定期購入契約であり、上記契約を締結した消費者は貴社に対し、少なくとも43,394円を支払う必要があります。

そのため、消費者は、実際には一定回数以上の商品を購入する定期購入契約(上記のトクトクモニターコース)を申し込んでいるにもかかわらず、初回限定のお試し価格に

て購入することができる契約であると誤認し、契約締結に至ることとなります。

(3) 景品表示法の規制について

景品表示法は、第5条において不当な表示を禁止することを定めています。 「第5条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれか に該当する表示をしてはならない。

- 一 · · · 中略 · · ·
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

上記のとおり、貴社のウェブサイトによれば本件商品1袋を初回限定、540円を支払うことで購入できるかのような表示がなされています。

しかし、実際には本件商品を上記の価格で購入するためには「トクトクモニターコース」という定期購入契約を締結しなければならず、最低でも本件商品17袋を43,394円で購入しなければならないこととなります。いいかえれば、消費者は本件商品を1袋540円で購入することはおよそ不可能であるにもかかわらず、貴社の行う表示によりそれが可能であると誤認し、貴社に対し契約締結の意思表示を行うこととなります。

そのため、貴社の表示は「商品・・・の取引条件について、実際のもの・・・よりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」(景品表示法30条1項2号)と言わざるを得ません。

(4) トクトクモニターコースの説明が記載されていることについて

貴社運営のウェブサイトには、下の方にスクロールした際に初めて、とくとくモニターコースの説明文の記載がされており、当該部分の記載は貴社のウェブサイトに記載してあるほかの文字と比較して小さい文字にて「2回目までのお受け取りが申込みの条件となります」などと記載されています。

しかし、貴社運営のウェブサイトを開き、画面の下部に表示されるバナー(「Vieaselを今すぐお得に始める! 初回限定約88%0FF」と表記されているもの)をクリックすると別画面のチャット画面が表示され、チャットの指示にしたがって住所氏名支払い方法等を選択することで貴社との契約締結へ誘導されることとなっています。

そのため、ウェブサイトに記載されたトクトクモニターコースの記載を見ることな

く注文できる仕様となっています。

また、チャット画面が表示された際、トクトクモニターコースの契約条件について記載した画面が表示されますが、当該画面は自動的にスクロールされ当該記載が表示されている時間はわずか数秒に過ぎません。

したがって、消費者の誤認を解消させるような表示として極めて不十分と言わざる を得ず、上記の記載があるとしても消費者が誤認することは避けられないと考えます。

3 申入れ

したがって、当団体は、景品表示法 30 条 1 項に基づき、本件商品について 1 袋分だけを 540 円 (又は 108 円) で購入可能であるかのように示す表示を行うことの停止を申し入れる次第です。

以上